

## 第10章 遺失物の回送

### (遺失物の回送)

第176条 携帯品の遺失者は、その遺失物が、傘・つえ・ハンドブック等の身の回り品であつて、重量が5キログラム以内で、かつ、駅員配置駅の遺失者の希望する駅まで無賃で回送の取扱いをする。ただし、会社は、その物品に滅失、破損等の損害が発生した場合でも、故意または、重大な過失がある時を除いて、賠償の責任を負わない。

### (遺失物の取卸し)

第177条 駅において遺失物を拾得しまたは拾得の届出を受けた時は、指定駅に取卸をしなければならない。ただし次の各号に掲げる物件については、最寄りの駅に取卸しをする等臨機の処置を取らなければならない。

- (1) 危険品その他危険を生じるおそれのあるもの。
- (2) 犯罪者の置き去ったものと認められるもの。
- (3) 車内保管に困難をきたすもの。
- (4) その他臨機の処置を必要とするもの。

### (遺失物と取扱駅)

第178条 遺失物取扱駅は関駅とする。

### (駅における遺失物の処理)

第179条 遺失物からその引き渡しを求められた時は、正当権利者であることを確認した上、遺失物明細簿に遺失者の住所、氏名を記載させ、印章またはぼ印を押印させ、これを引き渡さなければならない。

### (遺失物の拾得の通知)

第180条 関駅の駅長は、遺失者の住所、居住が判明した場合は、速やかに遺失者に拾得の通知をしなければならない。

### (危険品等の処理)

第181条 取扱駅の駅長は、次の各号に掲げる物件については、直ちに警察署長に引き渡す等の臨機の処置を講じなければならない。

- (1) 危険品その他危険を生じる恐れのあるもの。
- (2) 犯罪者の置き去ったものと認められるもの。
- (3) その他臨機の処置を必要とするもの。

### (警察署長への引き渡し)

第182条 関駅の駅長は遺失者が判明しない時は、遺失物を受理した日から7日以内に遺失物切符をくくりつけたまま、拾得物届出書を添付してこれを警察署長に引き渡さなければならない。

